

米沢市まちづくり総合計画
後期基本計画（案）

に対する意見書

令和2年11月30日（月）

米沢市議会

共通事項

- ・ 本計画は親・世帯・育成者・地域社会・行政その他様々に関わりが強く、本市の人口減少に歯止めをかける大切な計画の基本となる部分であり、多岐に亘る計画であることから、もっと読み手に伝わりやすいようにする必要があるのではないかと。
- ・ 一部「検討する」という表記があるが、検討では検討で終わってしまうため、他の項目と同じく「推進します」、「構築します」、「支援します」などに直すべきではないかと。
- ・ 後期目標値について、前期計画期間中における実績値の評価をはじめ、その設定の背景・根拠を示す必要があるのではないかと。

第1章 挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり

施策1-1 活力ある商工業の振興

1-1-1 既存商工業の経営支援(中小企業の振興)

- ・ 「○地域の商工団体や関係機関との連携を図ります。」とあるが、「地域の商工団体や関係機関との連携」について重複した記載となっている。もとより、商工業の振興に関しては、関係機関（銀行等）や商工団体との連携が不可欠なのは言うまでもないことから、重複記載を必要とするならば、どのように連携をする、どういった部分を強化する、がわかるように記載すべきである。

1-1-4 米沢ブランドの強化

- ・ 米沢ブランドの強化を通して、市民にどのような役割を求めるのか方向性が見えない。施策の目指す姿にも、ブランドコンセプトの「挑戦と創造」を盛り込んでいることから米沢ブランド強化への意欲は感じられるが、戦略事業として目指している市民の意識高揚を図る取り組みや方向性がこの計画からは読み取ることができない。市民理解や協働を推進していくとの考えからも、市民に求めるものは何なのかを読み取れる内容とすべきである。

施策1-2 自然と文化、歴史を活かす観光の振興

- ・ 新型コロナウイルスの発生をうけ、全世界が渡航や移動の制限を余儀なくされている。発生からこれまでの状況を踏まえて考察しても、今後コロナウイルス発生前の状況に戻るとは考えられない。近隣観光（マイクロツーリズム）、協定国間渡航（トラベルバブル）等、新たな旅行や観光の形が模索されている現状を鑑み、ウィズコロナ、アフターコロナの視点からの見直しが必要である。

1-2-2 地域資源等を活用した観光基盤の整備

- ・ 「滞在コンテンツ」や「サブカルチャー」などの用語は市民に伝わりにくい。体験型観光や歴史文化に触れる、地元住民との交流など長期滞在につながるような取り組みを包括的に表現した滞在コンテンツという言葉や、ゲームやアニメなど新たに作り出した文化をサブカルチャーとしているのではないかと推察するが、市民理解を求めるのであれば、もっと伝わりやすい表現にすべきではないか。行政機関の公式な計画書として残るものなので、表現については伝わりやすさに配慮すべきである。

1-2-3 誘客宣伝活動の推進

- ・ 「○旅行者等と連携し、魅力ある旅行商品の開発を推進します。」とあるが、推進に当たっては、来訪者の意向調査を実施して多様化するニーズを的確に把握し、魅力ある旅行商品などに活かしていく視点を加えるべきと考える。具体的には各種実施計画などで施策の取組とすることは理解しているが、基本計画からも事業の方向性が見通せる記載とすべきである。

施策1-3 消費者や時代のニーズに合った農林業の振興

1-3-2 安全で良質な付加価値の高い農畜産物の生産

- ・ 以前からのブランドである米沢の味ABCのうちAとCのブランド訴求力が落ちている中、ブランド力回復に向けた施策を明記していくよう求める。市民には広く認識されている米沢の味ABCだが、米沢牛についてはまさに、ブランド戦略事業における米沢を冠したトップランナーであると認識している。しかしながら、舘山りんご、米沢鯉に関しては、食味や品質に対して生産者が努力を続けているものの、全国的なその認知度は高まっていない。牛肉に続き、りんご、鯉が本当の意味で米沢の味ABCになるような取り組みをブランド推進施策と合わせて進めていくよう求める。

1-3-5 森林資源の利用・保全

- ・ 目指す目標値の指標名には地元産材を利用した公共施設数の表記があるが、5年間で地元産材を利用した公共施設数5件増の目標値では、取組の成果が見えにくい。実情に即した施策とするために、地元産材の利用拡大の総量を的確に把握し、関係団体と連携しながら振興にあたるべきである。

第2章 郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり

施策2-4 スポーツで楽しく元気な人づくりの推進

2-4-1 スポーツ参画人口の拡大とスポーツ環境の充実

- ・ 健康長寿日本一を目指すためにも「1市民1スポーツ」の推進を掲げることは大変意義がある。そこで、事業所も巻き込み、事業所全体でスポーツを通じた健康づくりを盛り上げていくことができれば、ますます市民がスポーツに親しめることにつながると思う。そうした視点に立った施策が必要ではないか。
- ・ 「ビジネスパーソン」とは性差のない、男女を含んだ表現として用いられる語であるため、その後に「女性」だけを取り上げるのは違和感がある。よって「ビジネスパーソンや女性が」を「働いている人や普段スポーツをする機会の少ない市民も」などと表現してはどうか。
- ・ スポーツの推進を図る上で、スポーツ施設の利用者の目線で施策を行う必要がある。例えば、本市が設置する各スポーツ施設の利用調整にインターネットの利用を導入するなど、利用しやすい施設体制を積極的に整備する旨の表現を入れ、市民が予約調整に苦慮しないようにすべきである。

第3章 子育てと健康長寿を支えるまちづくり

施策3-1 誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくりの推進

- ・ 【施策の目指す姿】に前期で使われていた「健康への意識が高い」を改めて文言として加えたほうが、「健康長寿日本一」を目指すまちとしての決意が感じられて良いのではないか。

3-1-1 からだの健康づくり

- ・ 『医療』の部分が、3-6-1 から出てくるが、項目が離れすぎるのは好ましくないと思う。保険・医療・福祉の大項目を明確に登載し構成したほうが理解しやすいのではないか。
- ・ 前期基本計画では「3-1-3 感染症予防の推進」として、個別に項目を設けていたが、後期基本計画では3-1-1に統合されている。新型コロナウイルス感染症対策が必要な時である今、また、今後の何らかの感染症がいつ起きるかわからないことから、感染症予防の項目を設けるべきではないか。

3-1-2 こころの健康づくり

- ・ 「こころの健康づくりに関する知識の普及及び啓発を行うとともに、こころの健康づくりに係る支援の充実及び相談体制の整備を図ります。」について、ゲートキーパーの養成講座を行っているので、啓蒙普及のためにも「ゲートキーパー」という文言も加えたほうが良いのでは。

(文言例) 「こころの健康づくりに関する知識の普及及び啓発を行うとともに、こころの健康づくりに係る支援の充実やゲートキーパーの育成を行うなど、相談体制の整備を図ります。」

- ・ 「こころの健康づくりに関する知識」と言われてもイメージが湧かない。「こころの健康づくり」は新たなものなので、具体例を入れたらほうが伝わりやすいのではないか。

3-1-3 歯及び口腔の健康づくり

- ・ 歯及び口腔の健康づくりの他に、テレビ、スマホ、ゲーム及びパソコンの利用に伴う目の健康被害が社会問題化している。特に GIGA スクールも始まることから、パソコンの利用から目を守る「目の健康維持」に関する項目も作ってはどうか。または、それに関係する項目に加えてはどうか。

※「3-2-5 子どもの健やかな成長に対する支援」とも関連。

施策3-2 安心して生み育てることができるまちづくりの推進

3-2-5 子どもの健やかな成長に対する支援

- ・ 前期基本計画では「乳児家庭全戸訪問事業等家庭訪問を通して母親に対する適切な支援」であったが、後期基本計画では「子育て世代包括支援センターを中心に、医療機関等の関係機関と連携し妊娠期から子育て期まで継続した支援」になった。支援センターで待つような表現ではなく、前期基本計画のように市が積極的に子育て世代に関与する明記にすべきではないか。

施策3-3 生きがいを持って高齢期を過ごせる長寿のまちづくりの推進

3-3-2 地域で暮らすための支援

- ・ 「一人暮らしの高齢者等が安心して暮らせるように、地域全体で見守り、気づき、支え合うための仕組みづくりを推進します。」とあるが、高齢化が進み日中は共働きで見守る人がいないのが現状である。NEC と協定を締結したことから、ICT を活用した見守りや気づきのための仕組みづくりを推進する項目があっても良いのではないか。
- ・ 「いきいきデイサービス事業や住民主体の場での運動器機能、栄養改善や口腔機能向上等の介護予防に加え、生活習慣の見直しや、その他多様な活動によるフレイル予防を推進します。」について、介護予防・フレイル予防に取り組むと同時に、住民主体の場の充実を図るべきではないか。

施策3-4 誰もが自立を目指せる環境の整備

- ・ 「現状と課題」で「障がいのある人も障がいのない人も、一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことができる社会を実現する必要がある」と記載しているのであれば、「施策の目指す姿」は「障がいのある人をはじめ誰もが地域とともに生き、ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現」ではないか。
- ・ 地域での気づきや協力体制の中で早い段階での対応は有効である。そのためには学校・福祉・医療の地域連携体制が必要である。また、身近な地域の民生委員・児童委員の活動に対し、学校も含めた行政機関からの情報提供や共有を図るべきである。そして気軽に相談できる窓口も必要であることから、「社会福祉総合支援ワンストップ窓口」については早期実現・充実を本計画に推進していくことを記載すべきではないか。
- ・ 就労支援といっても A 型・ B 型・定着支援の 3 体系があるため、目標値とするならそれら個別に設定すべきではないか。

3-4-1 自立に向けた就労支援・社会参加支援

- ・ 前期同様の手話奉仕員などの育成の推進だけではなく、聴覚障がい者の方々からの要望の実現や手話奉仕員の資質向上と体制の充実を図る内容も加えるべきではないか。
- ・ 「生きがいある生活を送ることができるよう支援体制の充実及び人材の育成を図ります」とあるが、福祉作業所などの現場からは、開かれるイベントは「障がい者対象」のものばかりで、一般市民とともに楽しむ、というものがほとんどない。との声が聞かれる。項目の「支援体制の充実及び人材の育成」を達成するため、障がい者も健常者もともに楽しむ機会や場を作るべきではないか。

3-4-4 ひきこもりに関する支援

- ・ 「ひきこもり支援の基盤を整備」とあるが、基盤のイメージが伝わりづらい。後期基本計画で新たに出てきた項目であるため、市民や見る側に伝わりやすいよう、何でも相談できる「総合的な窓口」を早急に開設することを1歩目として、項目内に入れたほうがよいのではないか。
- ・ ひきこもり支援としてはここを開いてもらうなどの信頼関係が重要であることから、「ひきこもり支援の基盤を整備し、ひきこもり状態にある人との個々の課題解決を図ります。」に「つながりを保ち」などの信頼関係、こころへの寄り添い方が伝わる文言にすべきではないか。

施策3-5 身近な支え合いのあるまちづくりの推進

- ・ 「3-5-1」、「3-5-2」にケアラーへの支援などを明文化し、法施行の理念に資するものとして記載すべきではないか。

3-5-2 地域福祉活動の場の整備

- ・ 「地域活動の場として空き家等の活用を検討します」とあるが、実際に空き家を借り上げ、継続的な運営体制を整えるまでにはかなりの労力を要することから、空き家の借り上げ、家賃支払い、リフォーム、運営主体者への橋渡しなど、市側の支援体制を整備する旨の記載とすべきではないか。

施策3-6 適切な医療を受けられる環境の整備

3-6-1 地域医療体制の強化

- ・ 「全国的な保健医療情報ネットワークの活用」は周産期医療や母子救急医療体制の項目だけではなく、「かかりつけ医の普及を推進するとともに、置賜地域医療ネ

ットワークシステム等の医療情報ネットワーク（OKI-net）を推進すること等により、他の医療機関や福祉・介護施設との連携を強化します。」にも加えるべきではないか。

施策3-7 社会保障制度の安定運営

- ・ 施策の目指す姿を「各種社会保険制度が適正に運営され、市民に公平な負担と給付がなされているまちを目指します。」としていることから、「社会福祉総合窓口・ワンストップ窓口」の設置を併記すべきであり、そこからの対策についてアピールすべきではないか。

第4章 自然と都市の魅力が調和し、賑わいと交流を促すまちづくり

施策4-1 快適で住みよい住環境づくりの推進

4-1-1 良好な住環境の整備推進

- ・ 住宅セーフティーネット機能について民間の協力を得た事業を推進するのであれば、その方向性を示すべきである。示された計画（案）では、誰が、どのような方向性を持って進めるのか、全く理解できない。不動産関係団体等の協力を得るのであればそれを記載すべきであり、民間のアパートや住宅を機能強化に向ける方向性があるのであれば、その記載も必要である。

施策4-2 秩序ある土地利用と景観形成の推進

4-2-2 コンパクトなまちづくりの推進

- ・ 立地適正化計画の推進には地域住民の協力が必要不可欠であることから、市民への周知に努める内容についても記載すべきである。居住誘導区域への緩やかな誘導や地域ごとに機能集約するにしても、市民理解が広がり深まっていかなければこの計画の進捗は図れない。具体的な内容は立地適正化計画に盛り込むとしても、上位計画となる本計画にも方向性を示し、市民理解を深める必要がある。

施策4-3 利便性の高い道路・交通網の整備

4-3-3 公共交通機関の充実

- ・ 成果指標「市街地循環バス（右回り線・左回り線）の平均乗車人数」及び「市街地循環バス南回り線の平均乗車人数」について、記載の目標値では「利便性の向上に努める」ための目標として過少だと思われる。いずれも前期目標値では微増を目指していたものの、前期計画期間中の実績値は減少しているか微増にとどまっていることから、大きな目標を設定した上で、公共交通に対する市民の信頼性向上につながる多様な取組が必要と考える。

人口減少が進めば公共交通の持続性の確保はより困難となるため、可能な限りスピード感を持って改善に取り組むことが大切である。

他の地域に先んじて利便性の高い公共交通環境を整備することで、多様なライフスタイルが可能となり、人口減少の抑制・定住意欲の向上につながる。そのことを念頭において取り組むべきである。

施策4-4 安全な水の供給と水環境の保全の推進

4-4-1 安全な水道水の安定供給

- ・ 激甚化する自然災害に対応した水道水の安定供給への備えについても記載すべきである。将来、館山浄水場を更新せず、県水と地下水で市民の命の水を安定供給していく予定となっているが、昨今の激甚災害の状況を見れば、絶対に安全と言い切れるものではない。隣接県などとの協定による給水車の出動など、有事における水の確保と供給についての記載が必要ではないか。

施策4-5 環境にやさしいまちづくりの推進

- ・ ゼロカーボンシティ宣言との整合性を図ることが必要である。先月、本市も宣言を行ったが、記載内容との整合性が取られているとは思えない。計画策定期と、宣言時期がずれていることが要因であると推察するが、実施計画で擦り合わせていくのではなく、本計画段階で整合性を図ることが必要である。また、それに即した目標値を設定することも必要である。

第5章 安全安心に暮らせるまちづくり

施策5-1 いざというときに備えるまちづくりの推進

5-1-2 地域防災力の強化

- ・ 平時から市民に災害リスクのある場所を認識してもらうためのハザードマップの周知が重要であることから、事業所や地域等における防災訓練では「防災マップを活用して」などを加えるべきではないか。

5-1-4 災害時等における適切な情報の発信

- ・ 「感染症等の生命や健康の安全を脅かす事態に対しては、発生予防や拡大防止に努めていくため、国や県と連携し、市民への早急かつ適切な情報提供等を行います」とあるが、情報提供等を行うだけではなく、対策を図ることも明記すべきではないか。また、「感染症と自然災害による複合災害の対策の項目」を立てたほうが良いのではないか。

施策5-2 普段から安全を心がけるまちづくりの推進

5-2-1 交通安全対策の推進

- ・ レンタサイクル利用者のことも想定し、土地に不案内な方々が市内の道路で安全に運転ができるよう、自転車専用レーンや町歩き専用レーンを整備するなどの対応策なども掲載すべきではないか。
- ・ 「自転車活用推進法」に基づく、青少年や高齢者の自転車マナーの教育交通ルールの中には、自転車マナーやルールも含まれることから自転車マナーについての項目を設けるべきではないか。
- ・ 前期基本計画には「道路照明灯」に関する項目があったが、後期基本計画ではなくなった。例えば、土地勘のないドライバーにとっては「道路照明灯」によってそこが交差点であるなどの認識が高まり、注意を喚起される機能を有すると考えられることから、後期計画にも記載すべきではないか。
- ・ 「街路灯や防犯灯の設置を推進するほか、必要に応じて防犯カメラの設置を検討します。」とあるが、夜間の学生の下校時などの安全性を高めるために、地域と地域間の無灯火解消を図ることも加えるべきではないか。

第6章 持続可能なまちづくり(協働・行政経営)

施策6-1 ICTを活用したまちづくりの推進

6-1-2 ICT利活用の推進

- ・ 「Society5.0」を目指し、そのための取組として「先端技術の活用」などを推進するとあるが、現状では、成果指標が「市への電子申請が可能な手続の数」のみであり、取組の内容が全く形として見えない。「RPAの取組数」や「先端技術を活用した実証実験数」など、成果指標をほかにも設定していただきたい。

施策6-2 交流・つながりを通じ、多くのひとを呼び込むまちづくりの推進

- ・ 「ふるさと納税申込件数」を成果指標に掲げた理由は何か。また、現状値については、返礼品としてパソコンの取扱をしていなかった期間を含む数値であり、その値よりも引き上げる努力が必要ではないか。

施策6-3 とともに協力し合い、行動するまちづくりの推進

6-3-1 市民と行政が一体となったまちづくり推進体制の整備

- ・ 次期以降の市長の考えもあることから、「市長への手紙」などの個別事業に関しては具体的な表現は避け、様々な仕組みや施策に取り組めるようにしていったらどうか。

施策6-4 男女共同参画の推進

- ・ 先般の小中学校の臨時休業・保育園の登園自粛の際にも、母親のみならず男性の育児参加の重要性が再確認され、今後、より男女共同参画の意識が高まると考えるが、本市全体ではまだまだであると感じている。

「男女がお互いを尊重し、支え合う男女共同参画の意識や考え方が市民や社会に浸透しているまちを目指します」とあるが、その成果指標が「審議会・委員会の女性登用率」というのは妥当であるのか。現在の制度上、充て職で委員に選任されている現状を考えると、他の取組も必要であり、個別施策について女性の意見反映の機会を明確に示す必要はないか。

また、成果指標も「審議会・委員会の女性登用率」以外にも設定が必要ではないか。

6-4-3 誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進

- ・ DV被害者の相談総口は、現在はこども課が担っている現状にあり、今の体制で

は長期的な関わりができにくいと考えられる。ある自治体では、男女共同参画センターを整備し、学習・相談・交流の場を提供していることから、本市としても将来的には、専門的なスタッフを配置し、女性の抱える様々な悩み（離婚・ストーカー・性暴力被害）などを、警察、産婦人科などの医療機関、裁判所とも連携し、多岐にわたる相談に対応できる体制の構築も視野に入れた計画が必要ではないかと考える。

「誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進」をより強くするために、まずはしっかりした担当課（専門員）と目標値の設定が必要である。

施策6-5 健全な行政経営の推進

6-5-2 組織機構の改革と職員の能力向上

- ・ 「人口動態や各種統計データ、地域経済分析システム（RESAS：リーサス）等を用いて現状分析を行うとともに、将来のあるべき姿を描きながら、持続可能なまちづくりを目指して政策立案を行っていきます。」との記述を追加してはどうか。
- ・ 市民のニーズに応えるために、今まで以上に幅広く法令等の知識を習得する機会を増やす必要がある。例えば、税や福祉、消費生活、環境に関する法令の研修などを追加してはどうか。